

第3回 ISO/TMB/WG SR リスボン総会(2006年5月15日～19日、ポルトガル)の決議

注記:決議は、WGの将来の作業又は主な決定に影響を及ぼすと考えられる決定を盛り込んでいる。その他のすべての決定は、議事録の中に盛り込まれる。

決議1

ISO/TMB/WG SRは、次の作業の適用範囲を受け持つ、アラビア語翻訳作業部会(ATTF)の設置に同意する:

- ISO/TMB/WG SRのアラビア語を話す専門家とオブザーバの有益な参加にとってきわめて重要と考える文書をアラビア語に翻訳すること。これには、ISO 26000の最終文書に加えて、すべての原案文書が含まれる。
- ISO/TMB/WG SRに参加する専門家、オブザーバ、関連機関の間のアラビア語での意見交換を可能にし、促進すること。
- ISO/TMB/WG SRの作業に関する情報を、専用のネットワークを通じて、アラビア語圏の国々や地域に提供すること。

ATTFのリーダーは、ATTFにより決定されることになっている。

決議2

ISO/TMB/WG SRは、次の作業の適用範囲を受け持つ、ロシア語翻訳作業部会(RTTF)を設置し、GOST R(ロシア連邦の標準化機関)とコンタクトをすることに同意する:

- ISO/TMB/WG SRのロシア語を話す専門家及びオブザーバの有益な参加にとってきわめて重要と考える文書をロシア語に翻訳すること。これには、ISO 26000の最終文書に加えて、すべての原案文書が含まれる。
- ISO/TMB/WG SRに参加する専門家、オブザーバ、関連機関の間ロシア語での意見交換を可能にし、促進すること。
- ISO/TMB/WG SRの作業に関する情報を、専用のネットワークを通じて、ロシア語圏の国々や地域に提供すること。

RTTFのリーダーは、RTTFにより決定されることになっている。

注記 DIS及びFDIS段階の規格原案のロシア語への翻訳は、GOST Rの責任である。

決議 3

ISO/TMB/WG SR は、TG4、5、6 連絡作業部会 (LTF) の設置に同意する。

参照事項:

- －「関連主要トピック」すなわち、2 つ以上の規格策定グループで取り組んでいる諸問題について協力すること;
- －設計仕様書(用語及び定義)の箇条 3 へのインプットを取り扱うこと。

メンバー:

- －規格策定グループの議長及び副議長、事務局及び副事務局;
- －各ステークホルダーグループから選ばれる 1 名の専門家。

6 名のステークホルダーの代表については、次のような点に留意しながら、代理も含めて、可能なかぎりうまくバランスをとるべきである。

- －途上国・先進国の代表、
- －ジェンダー、及び
- －規格策定グループの作業への参加。

決議 4

ISO/TMB/WG SR は、TG4、5、6連絡作業部会に対して、その作業の開始後すみやかに、項目リストを明らかにし、それらに関連する作業部会に割り振るよう要請する。

決議 5

ISO/TMB/WG SR は、TG4、5、6連絡作業部会に対して、諸原則及びステークホルダーに関する主要トピックを検証して、ガイダンスを提供し、さらに入念にこれらのトピックを各側面から推敲する責任を、関連 TG に再び割り振るよう決議する。

決議 6

ISO/TMB/WG SR は、設計仕様書の箇条 0 (序文)に関するコメントの原案作成及び処理作業を TG4 に割り振ることに同意し、内容に関する最初の提案が TG4 へのコメントのため TG4 のリーダーシップから提供されること、またその詳細な議論は、TG5 及び TG6 から更なるガイダンスが寄せられるまで延期されることを決議する。

決議 7

ISO/TMB/WG SR は、すでに以下の機関から寄せられている貢献について、ドナーに感謝の意を表明したい:

- －フィンランド政府;
- －スウェーデン国際開発協力庁 (SIDA);
- －ノルウェー開発協力庁 (NORAD);
- －日本工業標準調査会 (JISC);
- －スイス連邦経済省経済事務局 (SECO);
- －オーストリア開発庁 (ADA) 他。

ステークホルダーの参加の促進のため、ISO/TMB/WG SR は、既存のドナーやパートナー、さらには潜在的なドナーやパートナーに対して、その支援及び ISO SR プロセスへの協力の継続と強化を要請する。

決議 8

ISO/TMB/WG SR は、試験的なベースでの WG 内の短期資金提供機構の設置を支援している。ISO/TMB/WG SR は、先進国及び途上国出身の十分に代表されていないステークホルダーの関与に資金提供を行うため、すべての専門家及びオブザーバに対して、寄付を呼びかける。

決議 9

ISO/TMB/WG SR は、国際的レベルの ISO 社会的責任トラストファンドの設立を促進すると同時に、国内レベルの NSB SR トラストファンドの設立を促す。ISO/TMB/WG SR は、規格原案の推敲段階及びその実施プロセス段階における、途上国間並びに十分に代表されていないステークホルダー間の対話及び参加を促すため、開発機関、産業界、政府その他に対して、この計画を支援するよう呼びかける。

決議 10

ISO/TMB/WG SR は、WG SR から提供されるガイダンスに従って構築される活発なミラー委員会を設置する必要性に関して同意し、TG1 に対し、ミラー委員会の運営について、専門家及び標準化機関を調査する権限を与える。

決議 11

ISO/TMB/WG SR は、標準化機関、WG の専門家、又は特定の作業部会に対して、通信資料をそれぞれの言語に翻訳し、翻訳された通信資料を、TG2 に返却し、公開されている ISO/SR ウェブサイト上に公表するよう要請する。

決議 12

ISO/TMB/WG SR は、WG SR プレスリリースが TG2 によって下書きされ、本会議後 1 週間以内に WG のリーダーシップに承認されるよう勧告する。そのプレスリリースは、ISO 中央事務局により、適切な時期にすべての標準化機関に配布される。標準化機関には、そのプレスリリースを翻訳して地元メディアに配布することが求められる。

決議 13

ISO/TMB/WG SR は、各参加標準化機関に対して、SR 登録プレゼンターの地理的到達範囲と多言語主義を拡大するため、少なくとも 1 名を SR 登録プレゼンターに指名するよう勧告する。ISO/TMB/WG SR は、TG2 の議長がこの要請及び登録情報を盛り込んだ手紙を準備し、WG 事務局を通じて、すべての標準化機関に送付されることに言及する。ISO/TMB/WG SR は、すでに登録されている 36 名の SR 登録プレゼンターに感謝したい。

決議 14

ISO/TMB/WG SR は、標準化機関、関連諸機関、WG SR 専門家が、ISO 26000 に関連する地元メディアの報道やイベントをチェックし、その内容を TG2 に報告するよう勧告する。

決議 15

ISO/TMB/WG SR は、TG1、2、3 のリーダーシップが、WG プロセスやコミュニケーションに関わる透明性の問題に関する議論と活動を調整すべきであることを決議する。

決議 16

ISO/TMB/WG SR は、ISO の通信会員メンバーが、WG へ 6 名までオブザーバを指名できることを決議する。オブザーバに関するすべての関連手順が適用される。

決議 17

メディアの参加に関する新たな作業手順の必要性に関して、TG3 内には現在いかなる合意も存在しないことに鑑み、ISO/TMB/WG SR は、TG3 に対して、メディアの参加に対する手続き上の変更に関する議論を中断するよう決議する。

ISO/TMB/WG SR は、ステークホルダーのグループに対して、メディア戦略の開発及び実施をするため、TG2 に積極的に参加するよう促す。

決議 18

ISO/TMB/WG SR は、文書 N72 に示されているとおり、オブザーバ、特別アドバイザー、及びバランスのとれた参加に関する作業手順を採用することを決議する。

決議 19

ISO/TMB/WG SR は、文書 N73 に示されているとおり、専門家及びオブザーバの登録に関する作業手順を採用することを決議する。

決議 20

ISO/TMB/WG SR による箇条 3 (用語及び定義) の作業開始の決定及びこの作業が TG4、TG5、TG6 により合同で組織されることを考慮し、ISO/TMB/WG SR は、「ステークホルダー」及び「ステークホルダーエンゲージメント」という用語の定義を開発する作業を、TG4 に割り当てる。

決議 21

ISO/TMB/WG SR は、更なる作業の基礎として、適用範囲に次のような原案文を提出するよう決議する：

ーリスボン総会中に、原案作成チームによって開発され；

- －ISO/WD 26000.1 の各箇条に関して寄せられたコメント及び総会中の議論が基になり；
- －編集委員会に提出されるもの。

決議 22

ISO/TMB/WG SR は、更なる作業の基礎として、付随する注記も含めた、SR の定義に関する次のような原案文を提出するよう決議する：

- －リスボン総会中に、原案作成チームによって開発され；
- －ISO/WD 26000.1 の各箇条に関して寄せられたコメント及び総会中の議論が基になり；
- －編集委員会に提出されるもの。

決議 23

総会中の議論に従い及び ISO/WD 26000.1 に関して寄せられたコメントを基にして、ISO/TMB/WG SR は、TG4 が、箇条 4(コンテキスト)に関する原案を開発するため、TG4 のリーダーシップを支援する作業を行う原案作成チームの設置を決議したことに言及する：

- －設計仕様書(WG SR N 49)に示されている文書及び総会中の議論に加えて、ISO/WD 26000.1 に関して寄せられた関連コメントを考慮し；
- －編集委員会により提出されるもの。

決議 24

ISO/TMB/WG SR は、TG4 が、SR の諸原則に関する更なる原案ガイダンスの開発作業に関して、原案作成チームの設置を決議したことを言及する

決議 25

ISO/TMB/WG SR は、WG SR 本会議への TG5 報告に従って、TG5 が、次のことを行ったことを言及する：

- －リスボン総会中に TG5 に割り当てられた 2 つの関連主要トピックを含めた、すべての TG5 の主要トピックに取り組んだこと；
- －暫定リスト及び7つの見出しの表現について合意に達したこと；
- －更なる作業の基礎として、箇条 6 の更なる原案作業の参照としての枠組み(TG 5N31)の提出を同意したこと；
- －編集委員会に対する次の TG5 の貢献を引き出すために、4つのアドホック原案作成チームの設置を決定したこと。

決議 26

ISO/TMB/WG SR は、WG SR 本会議への TG6 報告書に従い、TG6 が、特定された 20 の主要トピック用のガイダンスの提供について、その目標設定を完了したことに言及すると同時に、TG6 が、その将来の作業のための行動計画を合意したことを言及する。

ISO/TMB/WG SR は更に、TG6 が、この文書の次の版を作成するため、次のようなアドホックグループの設置を決定したことに言及する：

- －TG6 議長が箇条7の小見出しを作成するのを支援するアドホックグループ

一次なる原案開発のため、TG6 のリーダーに原案文書を提供する、もう一つのアドホックグループ。

決議 27

ISO/TMB/WG SR は、TG3 が、手順に関する草稿を開発する前に、新たな作業手順の必要性を WG の議長に相談することを決議したことに言及する。この決議は、TG3 の専門家が、新たな手順の必要性に関して自由に議論することを制約するものではない。この決議はまた、TG3 が、ブラジルのサルバドルにおける WG の第一回総会で取り組むよう求められた諸問題のリストには適用されない。

決議 28

ISO/TMB/WG SR は、WG の本会議に提示され、WG 総会の議事録の中に文書化された、改正原案プロジェクトプランを採用する。

決議 29

ISO/TMB/WG SR は、オーストラリア規格協会の代表が、2007 年 1 月末又は 2 月初めに、オーストラリアで第 4 回 WG 総会の主催を申し出てくれたことに感謝する。ISO/TMB/WG SR は、WG の議長及び事務局に対して、できるだけすみやかに、次回の総会の日時と場所を明らかにし、WG に通知するよう要請する。

決議 30

ISO/TMB/WG SR は、第 3 回 WG 総会全体を通じ、WG の議長及び事務局の傑出した努力に感謝する。

決議 31

ISO/TMB/WG SR は、ポルトガル企業倫理協会 (APEE) 及びポルトガル規格協会 (IPQ) の暖かいもてなしと第 3 回総会の申し分のない準備作業に感謝する。